

平成22年11月29日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 認定第 1号 平成21年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 2号 平成21年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 認定第 3号 平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 7 承認第11号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第70号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第71号 上天草市カントリーパーク花海好条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 上天草市学校教育施設整備基金条例の制定について
- 日程第11 議案第73号 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第75号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第76号 平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第77号 平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第78号 平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第79号 平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第80号 平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第81号 平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第82号 平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第83号 平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第84号 平成22年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第85号 平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第86号 財産の無償貸付けについて
- 日程第25 議案第87号 指定管理者の指定について（上天草物産館さんぱーる）

- 日程第26 議案第88号 指定管理者の指定について（上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」）
- 日程第27 議案第89号 指定管理者の指定について（上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミュージーイ」天文台）
- 日程第28 議案第90号 指定管理者の指定について（上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園）
- 日程第29 議案第91号 指定管理者の指定について（上天草市姫戸白嶽森林公園）
- 日程第30 議案第92号 指定管理者の指定について（上天草市大矢野自然休養村管理センター）
- 日程第31 議案第93号 指定管理者の指定について（上天草市大矢野総合スポーツ公園）
- 日程第32 議案第94号 指定管理者の指定について（上天草市松島総合運動公園）
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（21名）

議長	堀江 隆臣				
1番	平田 晶子	2番	何川 雅彦	3番	田中 辰夫
4番	須崎 光枝	5番	宮下 昌子	6番	西本 輝幸
7番	高橋 健	8番	小西 涼司	9番	島田 光久
10番	川口 望	11番	田中 万里	13番	北垣 潮
14番	園田 一博	15番	窪田 進市	16番	津留 和子
17番	桑原 千知	18番	渡辺 勝也	19番	田中 勝毅
20番	蔭塚 安親	21番	新宅 靖司		

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	川端 祐樹	教育長	鬼塚 宗徳
病院事業管理者	樋口 定信	総務企画部長	永森 良一
市民生活部長	佐伯 秀昭	建設部長	尾上 徳廣
経済振興部長	坂中 孝臣	教育部長	村枝 誠二
健康福祉部長	杉田 省吾	会計管理者	杉田 良一
上天草総合病院事務長	松本 精史	水道局長	松本 和任

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 森内 孝生 局長補佐 野崎 秀満  
参事 大石智奈美

---

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成22年12月の議会運営も、議員皆様の御支援、御協力によりまして無事に迎えようとしておりますが、新しい23年の議会運営がさらに推進されますようお願い申し上げますとともに、本年最後の議会を締めたいと思いますので、どうかよろしく御協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成22年第5回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に5番、宮下昌子君、6番、西本輝幸君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る11月11日及び22日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

平成22年第5回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を去る11月11日及び22日に開催し、会期日程などについて協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、11月11日に協議しました結果を報告します。

この日は、主に第5回定例会の会期日程の素案について検討いたしました。開会を11月29

日とし、閉会を12月17日で内定しましたが、詳細についての最終決定は、一般質問の通告人数や常任委員会の開催予定日が不確定なことから、次の委員会に持ち越しました。

次に提出予定議案につきましては、執行部からこの時点で条例5件、補正予算10件、指定管理者の指定の議案が8件、専決処分の報告並びに承認を求める案件が1件、その他1件の合計25件があり、事務局より提出議案名の報告を受けました。

次に、11月22日の委員会で協議した結果を御報告いたします。会期につきましては、本日29日が開会、提案理由説明。明日30日から12月1日は議案研究のため休会し、2日が議案質疑及び委員会付託。3日から5日までを休会とし、一般質問通告者が14名でありましたので、6日、7日、8日の3日間を一般質問とし、会議時間を延長し行うことで決定いたしました。なお、一般質問通告期限は本日の午後4時に締め切りまして、質疑の通告期限は明日30日の午後5時までとなっております。

次に、各常任委員会は、9日木曜日に経済建設常任委員会、10日金曜日に総務常任委員会、13日月曜日に文教厚生常任委員会を開催することに決定しました。

次に、14日から16日まで、議会事務局の事務整理のため休会し、17日金曜日を最終日といたしまして委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

次に、最終的に提案されました26件の議案及び陳情について付託委員会を含め慎重に検討、審議しました結果、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。なお、承認第1号から第3号、承認第11号と議案第70号の審議方法について検討しました結果、この5件の提出議案は特別委員会付託案件などがございますので委員会への付託を省略し、本日の本会議で審議、採決することに決定いたしましたので、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告のとおり決定いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり19日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第3、諸般の報告。

議事に入ります前に、御報告申し上げます。

熊本県市議会議長会及び九州市議会議長会に出席しましたので、その概要について御報告いたします。

去る10月13日、荒尾市において開催された第244回熊本県市議会議長会では、開会あい

さつの後議事に入り、正副議長、全員の紹介、会務の報告を承認し、議案の審議が行われました。今回提出された案件は、荒尾市提出の長による専決処分の見直しについてと、会長市提出の中九州地域の交通網の整備促進についての2件で、慎重審議の結果、いずれも地域振興に関する重要な案件であるため、原案のとおり可決されました。なお、二つの案件につきましては、九州市議会議長会第3回理事会に熊本県14市共同提出議案として提出することに決定いたしました。その後、議長会、局長会の日程についてと熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙に伴う研修が開催され、次回の熊本県市議会議長会開催地を菊池市とすることに決定し、閉会いたしました。

また、10月23日には熊本県市議会議長会臨時会が開催され、新任議長の紹介後、議員年金制度の見直しについて審議が行われました。各市議会の意見を集約した要望を議長会として九州市議会議長会理事会に提出することに決定いたしました。

次に、10月27日武雄市で開催された平成22年度九州市議会議長会第3回理事会では会長並びに来賓あいさつの後議事に入り、各支部から提出16議案及び全国市議会議長会第89回評議員会提出議案などを慎重に審議し、承認され、閉会いたしました。

次に、平成22年度8月から10月分までの例月出納検査結果報告書が監査委員より提出されましたので、議会事務局に保管してあります。必要な方は御閲覧願います。

以上、御報告申し上げます。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 皆さん、おはようございます。

諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、天草地域の国道、県道の整備促進に関する要望について御報告いたします。

去る10月28日に天草2市1町で構成する天草地域国県道路整備促進期成会で熊本県庁と熊本県議会を訪問し、要望活動をいたしました。今回の要望は、本市にとって交通網の大動脈であります、大矢野町から龍ヶ岳町までを結ぶ国道266号のうちヤマハ前の二間戸地区、高戸バイパス、さらに大道地区の望薩峠の早期整備の着手をお願いするものでございます。

次に、企業誘致に関する協定書の締結について御報告いたします。去る11月18日に天草きのこファーム株式会社との間において工場等建設及び企業の農業参入に関する協定を締結、調印いたしました。この天草きのこファーム株式会社は兵庫県姫路市白石町に本拠を置いており、キクラゲの将来性に着目し、栽培等を行い、将来的には上天草市の特産品を目指している企業でございます。本企業は現在、樋合小学校跡地で試験栽培を行っており、来年2月に耐候性ハウス10棟を建設され、4月にはキクラゲの出荷をスタートされます。また、この事業には地元から30名程度の雇用を計画されており、地域経済活性化の一翼を担う企業として大いに期待しているところでございます。

次に、路線バスの本格運行とデマンド型乗合タクシーの試験運行について御報告いたします。

大矢野地域におきましては、平成20年10月から22年9月までの2年間、路線バスの実証

運行を実施してまいりました。その間、各地区からバスの乗り入れ、乗り継ぎの向上などさまざまな意見、要望が上がっております。この間の利用状況を踏まえ、再検証し、系統路線の見直し、運行時刻及び便数の調整を行い、本年10月から本格運行として再構築を行なってまいりました。本年11月15日からは過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、長砂連地区をモデル地区としてデマンド型乗合タクシーの試験運行をスタートいたしました。加えて、12月以降には白涛、東満、大作山地区を対象に同様の試験運行の開始を計画しております。今後も、引き続き利便性の向上及び利用の促進に努めてまいりたいと思います。

次に、指定管理者施設の指定期間満了に伴う指定について御報告いたします。本議会にも議案の上程をいたしておりますが、本制度の対象施設は10施設で、選定の特例による継続の1施設を除いて9施設を、県内を含め広く公募いたしましたところ、施設ごとに複数の応募がありました。施設の適正な運営を行なっていただくため、11月10日に指定管理候補者選定委員会を開催して、プレゼンテーション方式により最も適当な指定管理者の選定をしたところでございます。結果として本市に事業所を有する団体等を中心として決定された報告書を提出いただきました。本市としてはこの報告書を最大限尊重し、それぞれの施設の利便性やサービスに努めていただけるよう支援をしていきたいと思っております。

次に、市の組織として10月1日付で新たに経済振興部農林水産課内にブランド推進室を設置し、専任職員を1名、室長を含めた兼務職員4名で業務に当たる体制を整えたところでございます。ブランド推進室設置については、上天草産の農林水産物及びこれらの加工品等を市外に積極的に販売を促進することを通じてブランド化推進業務並びに6次産業化を担い、本市が目指している食のビジネスの振興や経済の活性化に寄与するよう、市民との協働の機運を高め、積極的に推進していることといたしております。

最後に、民生委員の任期満了に伴う退任、新たな選任について御報告いたします。

民生委員の任期は3年となっております、選任に当たっては県知事の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱することとなっておりますが、この任期が11月30日をもって終了いたします。今回は97人の委員のうち42人が任期満了で退任されますので、各地区から後任の推薦を行っていただいているところでございます。退任される42人の委員の皆様には、社会奉仕の精神で長きにわたり、地域住民のため献身的に活動いただきましたことに対し、衷心より感謝の意を表すところでございます。また、新しく委員となられる方については、上天草市の社会福祉の増進のため一層の御支援、御協力をお願いするところでございます。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

---

日程第4 認定第1号 平成21年度上天草市歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第2号 平成21年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第6 認定第3号 平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定につ

いて

○議長（堀江 隆臣君） 次に、第4回9月市議会定例会において決算特別委員会に付託し、継続審査となっておりました日程第4、認定第1号平成21年度上天草市歳入歳出決算、日程第5、認定第2号平成21年度上天草市水道事業会計決算、及び日程第6、認定第3号平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算について、以上3件の決算認定を一括議題といたします。

決算特別委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（津留 和子君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

9月定例会におきまして決算特別委員会に付託を受け、閉会中の審査となっておりました認定第1号から認定第3号までの案件につきまして、10月12日から14日までの3日間にわたり委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

委員会での審査方法といたしましては、部局単位ごとに主要施策の説明書より説明を受け、その上で予算の執行が適正かつ効率的に行なわれたかどうか、また施策や事業の目的がどの程度達成され、市民のサービスや福祉の向上にどのように貢献したかなどの視点から慎重に審査を行い、それぞれ質疑、討論、採決を行っております。なお、決算の数値や各事業成果の説明は9月定例会において提出されております決算書及び主要施策説明書のとおりでございますので、そこは省略させていただき、委員会で出ました主な質疑内容や御意見の要点を報告させていただきます。

まず、認定第1号の一般会計及び特別会計決算では、冒頭に財政課長から本市の自主財源比率は21.3%で前年度比率より2.9%減であり、依然として自主財源比率が低く、依存財源体質から脱却できていない状況である。今後も歳入の適正な確保と充実に努め、歳出では一層の経費削減に努め、財政の安定確保を図り、経済財政事情等に応じた予算編成と執行を心がけ、新市事業計画に掲げた「安心、快適な暮らしづくりへの挑戦」、「生き甲斐ある働き場づくりへの挑戦」、「責任ある環境基盤づくりへの挑戦」を着実に推進するなどの努力を重ね、地域の活性化を実現していくとの総括がありました。

それでは、認定第1号、平成21年度上天草市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。部局ごとに報告いたします。

まず、議会事務局所管についてですが、事務局長から主要施策成果説明書及び歳入歳出決算書で説明がなされました。委員からは特に質疑がなく、了承しております。

次に総務企画部所管についてですが、委員より、全般的なこととして流用の出し入れ、重ねて充用、不用額まで出ている事業が見受けられるが、このような会計の仕方は余り好ましくないと思うが、監査委員はどのように考えておられるのかとの質疑があり、監査委員からは以前より大分改善されてはきているが、問題になっているのは3、4件ほどある。足りないから流用しているけれども、最終的には余っている。余ったからほかに回すというようなことは厳に慎むように指導している。また、予算の残額はできるだけ議会に間に合うものは補正予算で減額補正するように言ってきているとの答弁がありました。

また、毎年意見書の中で指摘されている事項については、担当課ではどのように対応されたのか、意見聴取等はされているのかとの質疑に、監査委員から、どう対応したのかについては、担当課に指示を出し、書類として提出するように指導しているとの答弁でありました。

また委員からは、財政状況が好転してきたという話を聞くが、ほかの類似団体と比較してまだまだ安心できる状態ではないと思う。好転したということと財政がよくなったという言葉の表現は違うと思うが、表現の仕方について上天草市の状況はどのような表現がふさわしいのかとの質疑があり、監査委員より、財政のことはいろいろな数値があるので難しいが、財政力指数が依然として低いままであるが公債費比率はよくなってきているので、このことを指して市長は好転したと言っているのではないかと答弁がありました。

また委員から、平成23年度の予算編成に当たって、どのような創意工夫や取り組みを念頭に編成されるのかについて質疑があり、担当部長から、来年度の予算編成については三つの柱を立てている。この三つの柱の中で自主財源率が低いということを逆手に国、県から事業費をどのようにして引っ張ってくるかを念頭に、担当課で策を練っている。また産業、就業支援の充実、学校教育の充実等に力を入れたいとの答弁がありました。

次に、委員から、歳入の出資債権売却収入の内訳について質疑があり、担当課長から、フィッシャリーナ天草の株式の一部譲渡の収入で、ベルポートジャパン株式会社から経営に参加したいという申し出があり、公認会計士の評価額1株1万9,817円で県と市の出資比率5対2に応じて70株譲渡した138万7,190円の収入であるとの説明がありました。

委員からは、出資比率が変わり、いろいろ影響はないのか。また、本市においてマリナー業というのは使いようでは観光の核になるので、その辺の計画はどうなっているかなどの質疑に、担当課長から、出資比率は変わったが、今のところ特に影響はない。計画については、フィッシャリーナ天草のクルージング事業などを核とし、関係者と協議しながら今後、観光振興策について具体的な事業として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

歳出におきましては、委員から予備費について、100万円以上の充用先の説明と充用時期について、また不用額について不用になった要因などについて質疑があり、各担当課長から詳しく内容の説明を受けました。

その中で、大矢野地域のバス路線再編事業補助金について、原油高騰による影響でキロ単価が上がっているので、補助金の額を試算したところ不足が生じたため、平成22年3月26日に予備費から企画費負担金及び補助交付金へ充当させていただいた。また、不用額が生じている件については、事業年度の翌年4月以降に補助金の支払い額が確定する場合があります、場合によっては充用額に近い不用額が生じるケースもあるとの答弁がありました。

委員からは、今後充用、流用の繰り返しがないように努力をしていただき、需用費や委託料の不用額については職員の努力や節約、創意工夫により不用額になったということなので、今後もそういう努力をしていただきたいとの要望や意見がありました。

次に、13地区のまちづくり推進事業活動補助金について、補助金をもらっていても事業を行



っていない地区があるのではないか。また、まちづくり委員会での備品等の管理は適正に行われているのかとの質疑があり、担当課長から、事業の実現性などについて審査した後に採択をしているところではあるが、事業が仮に実行されていないという地区があるとするならば、助成金の返還事項に該当することも考えられるので、まずは事実確認を行いたい。備品管理等については委員会の責任のもとでされるべきものだと考えているが、この件に関してもまずは事実確認を行い、適正に管理されていない場合については、助成事業の趣旨説明をしたいとの答弁でありました。

次に、難視聴対策事業の取り組みと成果について質疑があり、担当課長から、市内全世帯を対象に受信状況の調査を実施し、結果地上デジタル放送が受信不能と想定される地区として、21の行政区の結果となりましたので、総務省の受信対策支援センターなどの関係機関に情報を提供したところである。また、現在の状況について、今年度総務省の受信対策支援センターによる受信調査の結果、これまでに難視地区として24カ所が該当しており、これらの地区においては共聴対策、高性能アンテナの対策の準備などが進められており、引き続き関連機関と連携をしながら対策を推進していくなど、詳しく内容の説明がありました。

次に、移住定住事業について、成果説明書と過疎対策事業計画との整合性がないのではないかと質疑があり、担当課長から、御指摘のとおり主要施策成果報告書へ記載する場合に総合計画、基本計画、今年度9月議会で承認いただいた過疎計画など、これらの整合性を図りながら作成すべきと考えている。平成23年度の事業費などの記載漏れがあっているのは事実で、真摯に受けとめ、来年度以降は気をつけながら記載をさせていただきたいとの答弁でありました。

次に、健康管理事業について、職員の間ドック受診者数について、市立病院での受診は何%かとの質疑がありました。担当課長から、受診者総数200名、うち16名が上天草総合病院での受診で、8%であるとの答弁でありました。

また、委員からは上天草総合病院再建で頑張っているのに、市の職員がなぜ利用しないのかなどの質疑に、担当課長からは、強制的にはできないが、可能な範囲でドック等を利用するように推し進めていきたいとの答弁でありました。

次に、消防施設整備事業について、消火栓の設置場所については地図上に記して住民に回覧し、消火栓のある周辺の地域の人には、すぐ操作ができるように説明してほしいなどの要望や意見がありました。

次に、委員から人事評価事務に関して、評価の方法などについての質疑がありました。担当課長から、職員に対しては課長、課長に対しては部長、部長に対しては市長という形で成績評価と能力評価という二つの側面から行われており、最終的には組織全体の業務の効率を向上させるというのが目的であるとの答弁でありました。

また委員から、職員が課長、部長を評価するシステムなど新しい施策が必要ではないかとの質疑に、担当部長から、人事評価の検討委員会は評価者側から6名、被評価者側から9名、総員15名で構成されており、職員からの意見も吸い上げており、毎年度見直しを現在も行って

いるところであるとの答弁でありました。

次に、広報紙発行事務事業について、アンケートなど実施してみんなに読んでもらえるような広報紙づくりに頑張っていたきたいなどの要望や意見がありました。

そのほか、総務課の所管関係では弁護士委託料の主な相談内容について、また防災行政無線デジタル化戸別受信機設置工事について、行政パートナー制度事業内容について、職員提案事業の内容について。監理課関係で、大矢野庁舎の隣接地の活用について、工事等入札事務事業について。企画政策課関係で、所得推計調査事務事業について、国際交流事業について、まちづくり振興事業の内容についてなど、委員から多くの質疑や意見、要望がありました。

このような慎重審査を経まして、総務部所管の決算については了承されました。

次に、選挙管理委員会所管についてですが、立会人について、同じ人ばかり任命しているのではないかとの質疑があり、書記長から、公募という形をとっており、回覧で募集を行っているとの答弁でありました。そのほか特に質疑もなく、了承をされました。

次に、会計課所管についてですが、委員から特に質疑がなく、会計管理者から主要施策成果説明書の説明で了承されております。

次に、監査委員事務局所管についてですが、これについても委員から特に質疑もなく、主要施策成果説明書の説明がなされ、了承されております。

次に、市民生活部所管についてですが、まず委員から、市税関係の質疑が多くありました。各税目別に未済額の人数は何人か、滞納繰越人数は何人か、また未済額が一番多い人の金額は幾らか、世帯で一番多額の滞納繰越分は幾らか、不納欠損額の対象者人数は何人なのか、臨時職員や緊急雇用者の世帯で未済額のある人はいるのか、徴収方法はどうかされているかなどの質疑があり、担当課長から、詳しく内容の説明がありました。

その中で委員から、臨時職員や緊急雇用者の世帯で未済額があるということだが、市で雇われている人は滞納繰越ができるだけないような取り組みをしていただきたいなど、多くの意見や要望がありました。

また委員から、入湯税の減少について、成果説明書の中では利用者の減少と説明があっているが、観光客の減少など考えられるが、原因の調査や、減少したならばふやす方法として研究などなされているのかとの質疑があり、担当課長から、観光客の減少が主な要因と考えている。今後、観光行政とタイアップした上で何らかの対策をとりたいとの答弁でありました。

また委員から、入湯税の滞納について、ふろに入る人から徴収して市に納付していることを考えると、滞納しているということはそのお金をどこかに使っているということになるので、すごく悪質ではないかとの意見があり、徴収強化に取り組んでいただきたいとの要望や意見がありました。

そのほか委員から、大変厳しい時代であるが公正公平な徴収方法をしていただいて、今後も自主財源確保に努力していただきたいとの意見もありました。

次に、環境衛生課所管についてですが、環境衛生費のレジ袋削減推進協議会費用について、清

掃総務費の需用費のごみ袋について、生ごみ処理機補助金についてなど、委員から多くの質疑や要望がありました。

その中で、資源ごみの売却代として230万円ほどあるが、地域に還元していただきたい。各町単位での売却代金は幾らかとの質疑があり、担当課長から、本市では130カ所の分別収集箇所があり、もし分配した場合2万円ぐらいの金額になると想定されるが、さまざまな観点から検証が必要ではないかと思っており、今後考えていきたい。各町単位での売却代金については把握していないが、松島清掃センターに入った金額は173万8,991円で、大矢野清掃社から入ってきた金額は61万3,278円になっているところであるとの答弁でありました。

委員から、月に1回の資源ごみの回収においては、地域で相当差があるというふうなことを聞いているので、調査などをして住民の方への意識向上に努めていただきたいなどの要望や意見がありました。

そのほかにも、レジ袋削減というのはCO<sub>2</sub>削減につながる効果があると思うので、引き続き推進していただきたい。また、焼却ごみを減らすということでの対策をもう少しやるべきではないかなどの要望や意見がありました。

市民生活部所管につきましては、ほかに廃棄物不法投棄処理事業についてなど多くの質疑があり、慎重に審査しました結果、了承することに決定いたしました。

同じく市民生活部所管の斎場特別会計の決算につきましても、詳しく内容の説明を受け、了承いたしました。

次に、農業委員会所管についてですが、委員から特に質疑がなく、事務局長から主要施策成果説明書の説明で了承をされております。

次に、経済振興部所管についてですが、不用額について不用になった要因などについての質疑があり、各担当課長から、詳しく内容の説明を受けました。

次に、観光費の委託料で各海水浴場や公園でのけがや事故があった場合の責任について、契約内容ではどうなっているのかとの質疑があり、担当課長から、けがや事故については契約内容には含まれておらず、責任は管理者である市であると考えているとの答弁でありました。

委員から、各自治体が公共海水浴場の安心、安全な運営方法ということですごく神経をとがらせた運営をやっている中、本市については不備な点が多くあるのではないかと。また、事故等を未然に防ぐ防止策とか救出訓練など委託先に指導するべきではないかと。今後、委託契約を結ぶ場合はリスク分担など明確にしていきたいなど、多くの意見や要望がありました。また、指定管理委託料についても、委員から多くの質疑や意見、要望がありました。

次に、歳入の農業費分担金の内容説明と未済額の徴収方法についての質疑があり、担当課長から、荒木浜地区の圃場整備事業に参加されている農家の受益者負担金で、平成21年度については72名分、167万円の収入調定のうち11名分の19万5,390円が未済額となっている。徴収方法につきましては、地権者の方から農道などの公共用地分を譲っていただいた土地代として、本年度換地清算を行うことになっており、それぞれ譲られた面積により金額は変わってくるが、未

納分を納付していただくように事前に了解を得ているところで、換地清算が済み次第、未納の解消に取り組む予定をしているとの答弁でありました。

また委員から、同じく農業費分担金滞納繰越分の内容の説明と未済額の徴収方法について質疑があり、担当課長から、二つの事業分の分担金の未納が含まれており、大部分は荒木浜の過年度分で、内訳は10名分、377万274円となっている。徴収方法については、先ほどと同じく本年度換地清算で土地代が一部返ってくる方がいるので、未収金に充当していただくという形で速やかな未納の解消を図りたいとの答弁でありました。

委員から、分担金は本人が使用する農地で、未済額がないように努力していただきたいとの意見でありました。

次に、林業振興費の備品購入費で、有害鳥獣捕獲器について何基分が購入されたのか、また、箱わなによって捕獲された頭数はふえてきているのかとの質疑があり、担当課長から、市の単独予算で購入した分、また国の交付金事業を活用して有害鳥獣の協議会を独自に立ち上げて、そこで箱わな購入費として200万円いただいております、昨年度分だけで合計箱わな51基、くくりわな20個を整備している。捕獲頭数は年々ふえてきている状況であり、本年度につきましては4月から9月末まで417頭捕獲されており、極端に多くなっており、半年間で昨年度の実績を上回る頭数が捕獲されているとの答弁がありました。

委員から、イノシシ自体もどんどんふえている状況にあるので、対策として補助を出して免許を取る人をふやし、捕獲がふえていくような対策をしていただきたいとの意見がありました。

次に、成果報告書の企業誘致事業について、委員から、企業誘致に向け頑張っておられるが、なかなか成果が見えない。企業が来て雇用がふえたらすごくいいことだと思っているが、現実的には物すごく厳しいのではないか。また、受け入れ体制がほかの市町村に劣っていると思うので、条件整備や受け入れ体制を検討していただきたいなど、多くの質疑や意見、要望がありました。

そのほか農林水産課関係では、農業振興費の備品購入費のまんじゅう用焼き印とキャラクター焼き型の活用方法について。企業誘致課関係で池の迫地区の測量委託の内容について、また産業雇用創出事業について、上天草特産品流通センター業務委託事業の成果について。商工観光課関係では自然公園管理事業の指定管理者の実績報告についてなど、委員から多くの質疑や意見、要望がありました。

このような慎重審査を経まして、経済振興部所管の決算につきましては了承をされました。

同じく経済振興部所管のメモリアルホール特別会計の決算についても、詳しく内容の説明を受け、了承をいたしました。

次に、健康福祉部所管についてですが、まず委員から、地域サロン事業委託料の事業内容とその成果について質疑がありました。担当課長から、県の補助を受けて平成21年度から平成23年度の3年間、社会福祉協議会に業務委託して実施をしており、あっぷあっぷさろんの自立を目指したサポートを行うために、また地域のリーダーなど発掘を行うために実施した事業となっている。成果としては、2名の臨時職員を社協で雇用されており、15カ所で延べ163回、

1,651名の参加があつているとの答弁でありました。

委員から、高齢者の方たちを元気にしていただいて、結果的には医療費削減につながっていくと思うので、もう少し回数をふやすとか、場所をふやすとかして取り組んでいただきたいとの要望や意見がありました。

次に、敬老行事の補助金について、各地区で敬老会をされるとき実行委員会に交付しているようだが、敬老会に欠席した人に対しては何もないようなことを聞いているので、市からの補助金なので不公平にならないようにしていただきたいなどの意見や要望がありました。

そのほか、委員から包括的ケアマネジメント支援事業内容について、任意事業の拡大について、短期保険証の発行事務について、国保一般運営協議会事業について、地域自立支援事業委託のサービス向上について、以上のような質疑を経まして、健康福祉部所管の平成21年度上天草市歳入歳出決算の認定につきましては、慎重審査の結果、了承いたしました。

次に、教育部所管についてですが、まず委員から、社会教育総務費の人権講演会委託料について、人権擁護委員会などでいろいろ講演会等を実施され、啓発活動をされているが、本当の意味で啓発活動になっているのか。また、その後の調査をされているのかとの質疑があり、担当課長から、講演会を実施した後にアンケートなどの調査をしておらず、今後は効果の検証という意味でもアンケートなどを実施していきたいとの答弁がありました。

次に、成果説明書の大矢野総合スポーツ公園管理運営事業、松島総合運動公園管理運営事業について、使用料の値上げを行わないようにという要望が寄せられていると書いてあるが、具体的な説明を求める質疑がありました。担当課長から、市民の方から幾分かの意見はあっているが、詳細については把握していない状況であるとの答弁でありました。

委員からは、市民の健康維持、スポーツ推進などのために使用する施設でもあるので、その辺を十分に考えた上で、市民が利用しやすい環境を築いていただきたいとの要望、意見がありました。

次に、教員住宅管理事業について、児童数の減少、統廃合によって教員数も相当数減ってきている状況で、三十数棟あいているような状態になっているが、使えない住宅もあるのではないかと質疑があり、担当課長からは、あいている教員住宅は手を入れないと住めない住宅がほとんどで、今後教員住宅を利用される教職員の方がふえることは見込めないと思っており、できるだけ速やかに解体していきたいとの答弁がありました。

委員から、一遍には無理と思うが、解体なり売却など、順次計画をつくって進めてもらいたいとの要望や意見がありました。

そのほか、社会教育課の所管関係では、ボランティア活動支援センター事業委託について、英語村運営事業の内容と今後の事業計画について。学務課関係では、教育アドバイザー報酬の内容について、電子黒板の設置状況及び設置拡大についてなど、委員から多くの質疑や意見、要望がありました。

以上のように、教育部所管の決算についても、今後を見据えた質疑や意見が多数出され、慎重

に審査しました結果、了承することに決定をいたしました。

次に、建設部所管についてですが、まず委員から、道路新設改良費の負担金補助及び交付金での279万円の予備費からの充用について内容の説明を求める質疑がありました。担当課長から、側溝整備事業として施工延長分に対しての事業費1,860万円で、市負担金について事業費の15%の279万円ということで、決定通知が2月18日付であり、補正予算計上後となったため、予備費から充用させていただいたとの答弁がありました。

委員からは、予備費からの充用で決算処理上問題はないにしろ、金額が大きい点からして、もう少し配慮をして行うべきではなかったか。今後、工事等でやむを得ない場合でも、金額が大きくなる場合は、何らかの形で議会への報告等はやっていただきたいとの意見がありました。

次に、建設課の所管関係について、国の景気対策の交付金の増で前倒しとか緊急を要する事業が相当数あっているが、地域のバランスを考えた事業をされているのかとの質疑があり、担当課長から、特に地域のバランス的なことも重要視しており、繰越分についても町ごとに割り振りをして、バランスも考えた執行をしているとの答弁がありました。

次に、公共下水道事業の処理場維持管理費の需用費で、予備費から充用して不用額が出ていることについて、内容の説明を求める質疑がありました。担当課長から、合津最終処理場汚泥処理施設の汚泥脱水機にふぐあいが生じ、早急に修理が必要になったため、修繕費の不足分60万1,000円を予備費から充用させていただいた。不用額31万2,799円につきましては、主なものが処理場の光熱水費で、27万3,715円の執行残であるとの答弁がありました。

委員から、節約などをして不用額が出る分ならいいが、当初予算の計上の仕方において不用額が出たということであれば、今後見直す必要があるので、次の予算を計上する際は、今回の決算を精査した上で予算計上していただきたいとの要望や意見がありました。

そのほか、市営住宅使用料の滞納状況について、公共下水道事業の今後の見通しについてなど委員から多くの質疑があり、慎重に審査を重ねた結果、本件の建設部所管の平成21年度歳入歳出決算の認定につきましては、了承することに決定いたしました。

以上のような質疑を経まして、一般会計及び特別会計の認定第1号、平成21年度上天草市歳入歳出決算の認定につきましては、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成21年度上天草市水道事業会計歳入歳出決算について、まず委員から過年度損益修正損の不納欠損の内容の説明を求める質疑がありました。担当局長から、地区別では大矢野町151名で781万円、松島町は54名で176万円、姫戸町21名で60万円、龍ヶ岳町22名で58万円となっている。また年度別においては平成13年度分から処理をしており、平成13年度98名で325万円、平成14年度138名で567万円、平成15年度65名で111万円、平成16年度26名で53万円、平成17年度6名で9万円、平成18年度分が4名で9万7,196円となっているとの答弁でありました。ここでの金額についてはすべて円単位で報告がっておりますが、万単位で述べさせていただきました。

次に、水道事業費の修繕費の内容について説明を求める質疑があり、担当局長から、配水管の

漏水で年間約190件余りあっており、総額855万円ほどで修繕費の約60%を占めているとの答弁がありました。

委員から、有収率が低いのは、これも関係しているのではないかとの意見がありました。

ほかの委員から、有収率を引き上げ、漏水を防止するための対策について質疑があり、担当局長から、末端部分の小さい管についての漏水が多いものと考えていて、なかなか発見できず長期にわたる場合がある。防止策として、従来やっていた配水管の布設がえを行っている。また、大型事業が今控えているので、その後根本的にやりかえるには、専門的な業者に漏水調査を依頼してやっていく必要があるのではないかと思っているとの答弁がありました。

委員会では、そのほか慎重に審査しました結果、認定第2号、平成21年度上天草市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については、まず委員から、医業未収金の個人負担分の金額、徴収方法について、徴収の見込みはあるのか、また連帯保証人の効力はどこまであるのかなど、多くの質疑がありました。病院事務長から、個人の未収金分は2,226万4,738円となっている。過年度未収金が平成元年からありますが、時効分、転居先不明、生活保護認定前の方の分なども含んでいるので、過年度未収金2,200万円の半額ぐらいは実質徴収対象額だと思っている。徴収方法につきましては、ほとんどが次回病院に来られたときにお支払いしていただいております。滞っている方に対しては電話や訪問徴収を行っている。連帯保証人の効力については、これまで連帯保証人には請求をしたことはありませんが、請求は直接連帯保証人にできるとの答弁がありました。

委員から、病院から連帯保証人に対して連絡がないので、連帯保証人の方の認識不足があるのではないかとの質疑があり、病院事務長から、病院の中に委員会を設けてあるので、今後の対策につきましては委員会で検討させていただきたいとの答弁でありました。

次に、看護学校の定員割れの原因についての質疑があり、病院事務長から、13名の定員割れという状況で、1年生に関しては、入学時に熊本市内に看護師養成所が2校新設された関係で受験者数が減っている。今後の改善策については、平成20年度より社会人枠を4名設けて、市内在住の入学者の入学金の軽減や推薦高校の枠の拡大を実施しており、今年度の入学者数は40名を確保しているとの答弁がありました。

以上のような質疑を経まして慎重に審査しました結果、認定第3号、平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定については、起立採決の上、認定することに決定いたしました。

以上が決算特別委員会で審議した内容であり、認定第1号から認定第3号まで認定することに決定いたしましたので、議員の皆様には御賛同いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、決算特別委員長より報告が終わりました。

これより認定第1号、認定第2号及び認定第3号の質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 討論なしと認め、討論を終了いたします。

それでは、認定第1号から認定第3号までの以上3件は、起立によって採決を行います。

まず認定第1号、平成21年度上天草市歳入歳出決算を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、平成21年度上天草市歳入歳出決算については認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成21年度上天草市水道事業会計決算を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算の、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、平成21年度上天草市水道事業会計決算については認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算の、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については認定とすることに決定いたしました。

---

日程第7 承認第11号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第7、承認第11号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） まず、承認第11号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを提案いたします。

詳細については、総務企画部長に説明をさせたいと思います。



○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

承認第11号、専決処分 of 報告並びに承認を求むることについて、御説明申し上げます。

本件は、平成22年10月1日、龍ヶ岳町高戸の上天草港樋島港区で発生いたしました車両破損事故でございます。緊急雇用の臨時職員が樋島港区で草刈りをしておりましたときに、草刈り機の刃先に触れた石が近くに止めてありました車のリアガラスに飛びまして、ガラスが破損したというものでございます。市の安全管理にも問題があったということで、平成22年10月25日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決で相手方と損害賠償の額を決定し、和解することとしたものであります。なお、和解事項として、当事者双方は今後本件に関しては裁判または裁判外において一切の異議及び請求の申し立てをしないことを明記しております。

以上、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求むるものでございます。どうか、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、承認第11号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第11号、専決処分 of 報告並びにその承認を求むることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

---

再開 午前11時02分

日程第8 議案第70号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第8、議案第70号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） それでは次に、議案第70号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを提案いたします。

この件につきましても、詳細については総務企画部長に説明をさせます。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 議案第70号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、国家公務員と民間との給与格差を是正するための人事院勧告に基づいて実施するものであります。上天草市においても、人事院勧告については基本尊重という立場から、今回職員の給料月額引き下げ及び期末勤勉手当の支給月数の引き下げ改定を実施するものでございます。

初めに、本年12月1日から施行予定の一般職員、再任用職員の12月期末勤勉手当の支給割合及び給料表の改正案について御説明いたします。議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。なお、事前に申し上げておきますけれども、条例の第1条と第2条ということで分かれておりまして、同じ70号の中ではございますけれども、議案書のほうに書いてございますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、第29条第2項の職員の期末手当については100分の150から100分の135へ、これは月数でいきますと0.15月分になります。第32条第2項第1号の勤勉手当については100分の70から100分の65へ、月数でいきますと0.05、合わせますと0.2カ月分の支給割合を引き下げるものでございます。また、第29条第3項及び第32条第2項第2号の再任用の職員については、制度そのものはありますが、実際再任用職員がおりませんので、その内容については割愛をさせていただきたいと思います。

次に、別表第1及び別表第2の給料表については、今回の対象者が40歳以上ということでありますので、40歳以降の一般職及び医師以外の医療職を対象にし、平均で約0.1%程度の引き下げを行います。最も引き下げ幅の高い7級の部長職級で月額700円程度の引き下げとなります。なお、今回の改正による効果額は、年間給与支給総額の約1.4%に当たります2,700万円程度になる見込みでございます。

続きまして、議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。第2条、平成23年4月以降の期末勤勉手当の改正案でございます。

まず、第29条第2項の6月期の期末手当の支給割合を100分の125から100分の

122.5へ、12月期は100分の135から100分の137.5へ改正するものでございまして、第32条第2項1号の勤勉手当につきましては6月期を100分の70から、また12月期は100分の65からそれぞれ100分の67.5へ改正するものでございます。内容的には、12月1日で実施予定しております0.2カ月分に相当いたします。

今回の改正により年間の期末勤勉手当の支給割合は、今年度分及び次年度分以降についても期末2.6カ月分、勤勉1.3カ月分で、合計しますと3.9カ月分となります。先ほど申しましたように、結果的にはこれまでより0.2カ月分減額ということになります。

次に第3条、減給補償額の算定額の引き下げ改正について御説明いたします。平成18年の人事院勧告により、高年齢層の給料が大幅に減額されたことに伴いまして、その経過措置として、平成18年3月末の引き下げ前の給料額と、引き下げ後の給料額の差額を補てんしている減給補償額を、今回給料表での改定率等を踏まえ、100分の99.76から100分の99.59へ、0.17%減額いたします。

最後に、附則第2項について御説明いたします。今回、給料月額引き下げ改定があった職員及び減給補償額を受ける職員については、さらに本年4月から11月までの給料及び6月賞与の合計額から0.28%に当たります金額を、12月の期末手当から差し引くというものでございます。

提案理由といたしましては、人事院の国会及び内閣に対する職員の給与の改定に関する勧告に伴い、上天草市においても一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の額を改定等を行う必要があります。これが議案を提出する理由でございます。どうか、よろしく御願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

**○5番（宮下 昌子君）** では、質問させていただきます。

今回のこの改定ですけれども、まず職員組合との交渉の経過をお聞きします。それと、減額総額は幾らになるかということを出しておりましたが、今部長の説明では2,700万円程度ということで試算されているようですけれども、これが地域経済に与える影響はどんなふうを考えておられるのか、お聞きしたいと思っております。

**○議長（堀江 隆臣君）** 総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** まず第1点目の組合交渉ですけれども、市長交渉を含めて2回いたしております。もちろんそれ以外にも、事務方と組合の役員との机上での交渉を行っております。すべて妥結をいたしております。

今回の人事院勧告に伴って減額するということが地域経済にどう影響を与えるかという御質問ですが、総額で2,700万円という額が出ております。もちろん全く関係ないとは言えないかと思っておりますけれども、しかし、人事院が、やはり官民格差の是正というのは必要だということで

勧告をした以上、これを踏まえて改定するのが市民の皆様の負託にこたえることだろうと認識しております。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 組合との交渉は、2回交渉されたということで、妥結したということですが、意見と申しますか要望と申しますか、話し合いの中で組合側から何か、どのような意見が出たのかというのは教えていただけないんですか。

それと、地域経済に与える影響ということをお聞きしましたが、今お聞きしたところで、どのような影響を与えるのかということについてどう考えているかということがよく理解できなかったものですから、もう一度答えていただいてもいいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 具体的に組合の交渉内容ですけれども、例えば0.1%の削減、これは40歳以上の給料ということになります。約270万円程度でございます。これについて、本年4月に遡及するのかもしれないのかという、組合側としては遡及しないしてほしいという要求がございましたけれども、毎年、先ほど申しましたように人事院の勧告は最大限尊重してきておりますので、遡及するというところで妥結をいたしました。

それと、地域経済に与える部分ですけれども、確かに消費の落ち込みであったりという部分は想定できるかと思いますが、先ほど申しましたように、勧告そのものを最大限に尊重するというところでありますので、こういう改定をせざるを得ないという部分でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、これを許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第70号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、私は反対討論をいたします。

今回の給与引き下げは2年連続であり、職員の皆さんにとっては大きな痛手となることは明らかです。今回40歳以上が大体の対象ということですが、40代と言いますと、ちょうど子育て中であり、例えば計画的に住宅ローンなども組まれているかと思いますが、そういう返済にも大きな影響を与えることも考えられます。地域経済が疲弊している今だからこそ、家計を応援し、お金が循環するような施策をとるべきときに、内需を冷やすような給与改定は行うべきではありません。

また、先ほど部長の答弁にもありましたが、組合からも4月にさかのぼってということはないでほしいということがあったそうですけれども、私も、不利益不遡及の原則に照らしても、こういうことはやるべきではないというふうに思いますので、反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、議案第70号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 
- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 9 | 議案第71号 | 上天草市カントリーパーク花海好条例の制定について                   |
| 日程第10 | 議案第72号 | 上天草市学校教育施設整備基金条例の制定について                    |
| 日程第11 | 議案第73号 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第12 | 議案第74号 | 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第13 | 議案第75号 | 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第4号）                    |
| 日程第14 | 議案第76号 | 平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）        |
| 日程第15 | 議案第77号 | 平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）              |
| 日程第16 | 議案第78号 | 平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第17 | 議案第79号 | 平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第18 | 議案第80号 | 平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第19 | 議案第81号 | 平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）             |
| 日程第20 | 議案第82号 | 平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第2号）             |
| 日程第21 | 議案第83号 | 平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）             |
| 日程第22 | 議案第84号 | 平成22年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第23 | 議案第85号 | 平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）            |
| 日程第24 | 議案第86号 | 財産の無償貸付けについて                               |
| 日程第25 | 議案第87号 | 指定管理者の指定について（上天草物産館さんぱーる）                  |
| 日程第26 | 議案第88号 | 指定管理者の指定について（上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」）          |
| 日程第27 | 議案第89号 | 指定管理者の指定について（上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台） |
| 日程第28 | 議案第90号 | 指定管理者の指定について（上天草市姫戸小島公園及び上天草市              |

姫戸諏訪公園)

日程第 2 9 議案第 9 1 号 指定管理者の指定について (上天草市姫戸白嶽森林公園)

日程第 3 0 議案第 9 2 号 指定管理者の指定について (上天草市大矢野自然休養村管理センター)

日程第 3 1 議案第 9 3 号 指定管理者の指定について (上天草市大矢野総合スポーツ公園)

日程第 3 2 議案第 9 4 号 指定管理者の指定について (上天草市松島総合運動公園)

**○議長 (堀江 隆臣君)** 日程第 9、議案第 7 1 号から日程第 3 2、議案第 9 4 号まで、以上 2 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長 (川端 祐樹君)** 続きまして、ほかの議案につきましてその概要を御説明したいと思います。

まず議案第 7 1 号、上天草市カントリーパーク花海好条例の制定についてなど、条例議案を 4 件、平成 2 2 年度上天草市一般会計補正予算第 4 号などの予算議案を 1 1 件、財産の無償貸付けについてなどの、その他議案 9 件、合計 2 4 件をこのたび上程いたしております。

各議案の詳細につきましては所管部長より説明させますので、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長 (堀江 隆臣君)** 市長からの提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案内容の説明をお願いいたします。

まず、議案第 7 1 号を建設部長。

**○建設部長 (尾上 徳廣君)** おはようございます。

議案書の 2 2 ページをお開きください。議案第 7 1 号、上天草市カントリーパーク花海好条例の制定について御説明いたします。

上天草市カントリーパーク花海好条例は、市民の健全な心身の育成と明るい豊かな生活環境の形成を図るとともに、地域の活性化及び観光の振興を目的として、特定地区公園の設置及び管理に関し、必要なものを定めております。また、上天草市カントリーパーク花海好は平成 1 6 年度からの供用開始後、上天草市都市公園条例に基づき運用されてきましたが、上天草市は都市計画区域の指定がありませんので、今回関係規定を整備するものでございます。したがって、上天草市カントリーパーク花海好条例は、特定地区公園として新たに条例を制定し、現在の上天草市都市公園条例を廃止するものでございます。条例の内容につきましては、上天草市カントリーパーク花海好条例案のとおりでございます。

提案の理由といたしましては、カントリーパーク花海好は上天草市都市公園条例により運用していますが、特定地区公園としての設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございますので、御承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第72号から議案第74号まで、教育部長。

○教育部長（村枝 誠二君） それでは、定例会議案書の29ページをお開き願います。議案第72号、上天草市学校教育施設整備基金条例の制定について御説明申し上げます。

この条例制定は、学校統合により廃校となった学校施設の財産を処分するに当たり、国に補助金の返還を免除されるかわりに、民間企業に有償貸与する場合、基金の積み立てが必要ということで、文科省の財産処分承認基準により通達がなされ、今回新たに基金条例を制定するものでございます。

この基金条例の条文内容につきましては、第1条が設置、第2条が積み立て、第3条が管理、第4条が運用益金の処理、第5条が繰替運用、第6条が基金の処分、第7条が委任という条文内容となっております。

提案理由といたしまして、学校教育施設の整備に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がありますので、この議案を提出するものでございます。

次に、同じく議案書の31ページをお開き願います。議案第73号、上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例改正は、上天草市大矢野自然休養村管理センターの使用料をほかの施設の料金体系と均衡を図るため、関係規定を整備いたすものでございます。議案説明資料の19ページから21ページをごらんください。

改正の主な点につきまして御説明いたします。改正前後の対照表の19ページの大会議室の使用料及び20ページの研修室等の使用料につきましては、改正前の時間区分を撤廃しまして1時間当たりの使用料に改めるものでございます。また、21ページの冷暖房使用料につきましては、合併以前のときは重油を用いた冷暖房の料金を設定してありましたけれども、現在は電力を使用しているため、電気料金をもとに使用料を設定するものでございます。この使用料の改正により、利用者の利便性を高めてまいりたいと思っております。

提案理由といたしまして、上天草市自然休養村管理センターの使用料をほか同等施設との均衡を図るため関係規定等を整備する必要がありますので、この議案を提出するものでございます。

次に、議案書の33ページをごらんいただきたいと思っております。議案第74号、上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。この条例改正は、姫戸公民館を姫浦公民館と二間戸公民館に分割することにより、関係規定を整備するものでございます。

議案説明資料の22ページ、23ページをごらんいただきたいと思っております。上天草市姫戸公民館を大字単位であります姫浦と二間戸に分割し、地区公民館を設置するものでございます。ほかの地区公民館は合併当初から、地区のまちづくりの区域であります大字単位で地区公民館を設置されております。そういった状況の中、今回姫戸公民館も地区のまちづくりの区域であります大字単位で設置をし、活動の円滑化と推進を期待し、分割をお願いするものでございます。

なお、姫戸町公民館の分割につきましては、姫戸町の10名の各自治公民館長さんからも分割

の陳情書が提出されております。そういったことで、利用料金につきましても、時間区分を撤廃しまして利便性を高めたいというふうに思っております。

提案理由といたしまして、上天草市姫戸公民館を姫浦公民館及び上天草市二間戸公民館に分割することなどにより関係規定を整備する必要がありますので、この議案を提出するものでございます。

以上3件の条例議案につきまして、よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。  
以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第75号を総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** 議案書の34ページをお開きいただきたいと思っております。また、お手元に提案理由の説明資料をお配りしておりますので、そちらのほうもごらんいただきたいと思っております。

議案第75号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第4号について説明申し上げます。歳入歳出それぞれ10億5,654万5,000円を追加し、予算総額を167億2,848万7,000円とするものでございます。

第2表債務負担行為の補正は、上天草市議会会議録作成委託料業務ほか2件、上小学校スクールバス運行委託業務ほか4件、上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」指定管理業務委託ほか6件で、総額4億8,120万5,000円の補正であります。また、中南小学校スクールバス運行委託業務1件の変更です。

第3表地方債の補正であります。過疎対策事業債、臨時財政対策債及び合併特例債で、総額2億8,211万8,000円の補正であります。

歳入予算の主なものといたしまして、41款地方特例交付金10項地方特例交付金1,110万8,000円の増額は、交付決定による児童手当特例交付金及び子ども手当特例交付金の計上であります。

45款地方交付税10項地方交付税4億9,372万円の増額は、交付決定による普通交付税を計上しております。

55款分担金及び負担金15項負担金80万円の増額は、保育所保育料滞納繰越分の計上です。

65款国庫支出金10項国庫負担金10目民生費国庫負担金3,361万1,000円の増額は、障害者自立支援法介護給付費等負担金ほか3件分を計上しております。

続きまして、15項国庫補助金10目総務費国庫補助金7,306万9,000円の増額は、ICT利活用による地場産業活性化・人材育成事業ほか1件を計上し、15目民生費国庫補助金1,882万5,000円の減額は、障害者地域生活支援事業費補助金ほか4件分であります。30目土木費国庫補助金5,381万8,000円の増額は、坊主島下桶川線防災対策事業費補助金ほか4件を上げております。40目教育費国庫補助金63万7,000円の増額は、理科教育設備整備費等補助金ほか1件を計上しております。

70款県支出金10項県負担金10目民生費県負担金1,269万4,000円の増額は、障害者自立支



援法介護給付費等負担金ほか1件を計上しております。

15項県補助金15目民生費県補助金2,384万9,000円の増額は、障害者地域生活支援事業費補助金ほか4件を上げております。25目農林水産業費県補助金1,067万7,000円の増額は、企業等農業参入支援事業（地域調和型企业等支援）補助金のほか2件を上げておまして、30目商工費県補助金250万円の増額は、地方消費者行政活性化事業補助金であります。

20項委託金10目総務費委託金8,000円の増額は、統計調査員確保対策委託金であります。

75款財産収入10項財産運用収入15目利子及び配当金3万9,000円の増額は、社会福祉振興基金利子を計上しております。

80款寄附金10項寄附金20目土木費寄附金82万7,000円の増額は、側溝整備費寄附金を計上し、40目総務費寄附金268万6,000円の増額は、ふるさと応援寄附金の上半期分を上げております。

95款諸収入35項雑入7,320万9,000円の増額は、後期高齢者医療療養給付費返還金、コミュニティー助成事業（湯島太鼓保存会）ほか6件分の計上であります。

99款市債2億8,211万8,000円の増額は、過疎対策事業債4件、臨時財政対策債及び合併特例債1件の補正をお願いしております。

次に、歳出について御説明いたします。

15款総務費10項総務管理費10目一般管理費は賃金及び共済費等39万7,000円を計上し、30目財産管理費は補償補てん費及び賠償金等307万2,000円を上げております。35目監理費は臨時雇用賃金等40万3,000円を計上し、40目窓口センター費は電信電話料13万円を上げております。45目企画費はコミュニティー助成事業補助金250万円を減額し、55目支所及び出張所費は修繕費、コピー機リース料の増減による23万3,000円の減額であります。70目電子計算費は、ICTシステム開発・構築委託料、総合行政システム委託料等の増減によるものでありまして、1,731万円の計上であります。80目諸費は財源の組み替えをしております。

15項徴税费10目税務総務費は、地方税電子申告支援サービス初期導入費274万5,000円を計上し、20目徴収費は税収入還付金100万円の計上であります。

20項戸籍住民基本台帳費は外国人住民基本台帳システム移行事業委託料198万5,000円を上げております。

25項選挙費は、市長選挙ポスター掲示場設置委託料等の増減による141万5,000円の計上であります。

30項統計調査費20目指定統計調査費は、消耗品費として9,000円を計上しております。

35項監査委員費10目監査委員費は、修繕費等15万1,000円であります。

20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費は、介護保険特別会計繰出金等798万1,000円を計上し、15目社会福祉施設費は排水路整備工事500万円であります。20目障害者福祉費は、介護給付費等及び日中一時支援事業等5,376万9,000円を計上し、25目老人福祉費は地域介護・福祉空間整備事業補助金及び老人ホーム保護措置費等399万2,000円を上げております。

15項児童福祉費10目児童福祉総務費は、印刷製本費として18万5,000円を計上しております。15目児童措置費は、開所時間延長促進事業補助金、障害児保育補助金及び一時保育促進事業補助金等の増減によるものでありまして、155万1,000円を減額しております。また、25目母子父子福祉費は、高等職業訓練促進給付金として338万4,000円を減額しております。

25款衛生費10項保健衛生費10目保健衛生総務費は社会保険料2,000円を計上し、20目予防費は、予防接種負担金及び子宮頸がんワクチン予防接種事業負担金515万円の計上であります。30目環境衛生費は、旅費の費用弁償等3万3,000円を上げております。

15項清掃費10目清掃総務費は、天草広域連合清掃費負担金等として10万2,000円を計上しております。

20項病院費は、子ども手当特例交付金分補助金として648万円を計上しております。

25項水道費は、上水道事業補助金648万1,000円です。

35款農林水産業費10項農業費15目農業総務費は、ブランド推進室設置による給与費として315万9,000円を上げ、20目農業振興費は、ブランド推進協議会委託料及び学校給食地場畜産利用拡大補助金等として120万3,000円を上げております。30目農地費は、大矢野北部地区広域農道県工事負担金及び荒木浜地区換地清算金等3,420万9,000円であります。35目農道維持費は、農道除草作業委託料77万円を減額し、40目施設管理費は施設設備点検手数料等60万円の減額であります。50目地籍調査費は、地籍調査事業測量委託料として79万8,000円を計上し、55目土地改良施設適正化事業費は、土地改良施設維持管理適正化工事等として94万3,000円を上げております。

15項林業費15目林業振興費は、有害鳥獣駆除委託料等182万7,000円の計上であります。

20項水産業費15目水産振興費は、上地区荷さばき所新築工事1,920万円を計上し、20目漁港管理費は、修繕費として25万円を上げております。25目漁港建設費は、大道広域漁港整備事業委託料25万円の減額であります。

40款商工費10項商工費10目商工総務費は、ブランド推進室設置に伴う異動による給与費316万1,000円の減額であります。15目商工振興費は、消費生活センター開設改修工事及び委託料、企業等農業参入支援事業補助金及び中小商業活力向上事業補助金として1,482万7,000円を上げております。

45款土木費10項土木管理費10目土木総務費は、下水道事業繰出金及び物揚げ場造成事業繰出金の増減による258万6,000円の減額であります。

15項道路橋りょう費10目道路維持費は、坊主島下桶川線、辺戸串元釜線及び池ノ浦西浦線の測量設計委託料、維持工事及び用地費購入費、自動車借上料として1億506万2,000円を計上しております。

25項港湾費10目港湾管理費は、修繕費及び阿村港棧橋設置補助金として55万円を計上し、15目港湾建設費は委託料として、委託料と工事請負費の予算の組み替えであります。

30項都市計画費10目都市計画総務費は、上天草市建築物耐震改修促進計画策定業務委託料

等として864万3,000円を計上し、15目公園管理費は、修繕費として28万4,000円を上げております。

35項住宅費15目住宅建設費は工事請負費内の予算組み替えであります。

50款消防費10項消防費10目常備消防費は、天草広域連合消防費負担金として258万円を上げ、20目消防施設費は、消防ポンプ格納庫改修工事費として50万円を上げております。

55款教育費10項教育総務費15目事務局費は、修繕費及び自動車等借上料等224万4,000円を計上し、20目教育振興費は、ICT推進委託事業として4,704万円を計上しております。

15項小学校費10目学校管理費は、消耗品費、修繕費及び特別支援教育用器具費として121万6,000円を計上しております。15目教育振興費は、予算の財源の組み替えでございます。

20項中学校費10目学校管理費は賃金、旅費、修繕費及び統合中学校仮設校舎建設工事確認申請手数料として146万7,000円を計上し、15目教育振興費は予算の財源の組み替えでございます。

25項社会教育費10目社会教育総務費は予算の組み替えです。15目公民館費は、修繕費及び事務室空調購入費等として109万円を計上し、20目図書館費は、共済費等として20万3,000円を上げております。25目文化振興費は、コミュニティー助成事業250万円の計上であります。

30項保健体育費10目保健体育総務費は、共済費として3,000円を上げ、20目学校給食費は、修繕費等として56万7,000円を計上しております。25目スポーツ振興施設事業費は、トレーニング機器購入費として174万6,000円を上げております。

65款公債費10項公債費10目元金は、樋合小学校及び牟田小学校統廃合による繰上償還金の地方債元利償還金の元金の4,103万7,000円の計上であります。これによって、この2校に係る金はすべて返済ということになります。

70款諸支出金20項基金費10目財政調整基金費は、財政調整基金の積立金として4億円を計上し、15目減債基金費は、減債基金の積立金として2億円の計上でございます。20目社会福祉振興基金費は予算の財源の組み替えです。96目環境保全基金費は、環境保全基金積立金として527万6,000円を計上し、97目ふるさと応援基金費は、ふるさと応援基金積立金、元金ですけれども268万7,000円の計上であります。110目学校教育施設整備基金は、学校教育施設整備基金積立金として16万6,000円を計上しております。

75款予備費10項予備費10目予備費4,180万6,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第76号から議案第79号まで、健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** おはようございます。

健康福祉部関連の4特別会計について、御説明いたします。議案書の35ページをお願いいた

します。

議案第76号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第2号を別冊のとおり定めるものがございます。別冊予算書の国保42ページをお願いいたします。

議案第76号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれに2,348万円を追加し、予算総額を50億9,417万2,000円とするものがございます。詳細につきましては、国保44ページから事項別明細により、説明いたします。

まず、歳入予算の主なものといたしまして、35款療養給付費交付金の2,070万2,000円の増額は、過年度分の退職者医療交付金の増額によるものがございます。

65款諸収入277万8,000円の増額は、20項雑入における一般被保険者等第三者納付金277万8,000円の増額によるものがございます。

次に、国保47ページからの歳出について説明いたします。

10款総務費10項総務管理費10目一般管理費178万4,000円の増額は、第三者行為求償事務手数料49万6,000円の増額と、国保連合会共同電算システムの更新に伴い市の国保システム改修委託料128万8,000円の計上によるものがございます。

50款諸支出費10項諸費25目国庫支出金等返納金4,756万5,000円の増額は、平成21年度特定健診・特定保健指導に対する国及び県負担金の返還金374万2,000円と、一般被保険者医療への療養給付費等負担金の返還金4,382万3,000円の計上によるものがございます。

55款予備費2,586万9,000円の減額は、歳入歳出の調整額でございます。

続きまして、議案書の36ページをお願いします。

議案第77号、平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものがございます。別冊予算書の老人49ページをお願いいたします。

議案第77号、平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれに65万5,000円を追加し、予算総額を554万3,000円とするものがございます。

老人51ページからの事項別明細書により、説明いたします。

歳入の主なものといたしまして、35款諸収入は診療報酬過年度返納金65万5,000円の増額でございます。

次に、歳出の主なものを説明いたします。

10款医療諸費74万6,000円の増額は、歳入における診療報酬過年度返納金の再給付により、10目医療費給付費74万6,000円の増額でございます。

20款予備費9万1,000円の減額は、歳入歳出の調整額でございます。

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。

議案第78号、平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものがございます。別冊予算書の診療53ページをお開き願います。

議案第78号、平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれに207万9,000円を追加し、予算総額を7,806万円とするものでございます。

診療55ページの事項別明細書により説明いたします。

歳入の主なものといたしまして、10款事業収入203万1,000円の増額は、歯科診療における社会保険や国民健康保険診療報酬及び後期高齢者保険診療報酬の増額でございます。

35款諸収入4万8,000円の増額は、15項雑入における特定健診収入、第三者納付金等の増額でございます。

次に、歳出について説明いたします。診療57ページをお願いいたします。

10款総務費10項総務管理費10目一般管理費6,000円の増額は、嘱託職員社会保険料と天草郡市医師会負担金の増額によるものでございます。20目医療費203万1,000円の増額は、歯科診療委託料の増額でございます。

20款予備費4万2,000円の増額は、歳入歳出予算の調整額でございます。

続きまして、議案書の38ページをお願いいたします。

議案第79号、平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の介護58ページをお願いいたします。

議案第79号、平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算それぞれ4,379万6,000円を追加し、予算総額を29億3,130万6,000円とするものでございます。

今回補正をお願いしておりますのは、給付費の見直しによる歳入歳出予算の組み替えと、平成21年度地域支援事業確定に伴う国庫補助金等公費負担分の過年度精算等が主なものとなっております。詳細については、介護62ページからの事項別明細書により説明いたします。

介護64ページから65ページをごらんいただきたいと思います。

歳入予算の主なものといたしまして、20款国庫支出金から30款の県支出金までは、歳出において保険給付費4,889万3,000円、地域支援事業費166万8,000円が増額となったため、国支出金1,979万7,000円、支払基金交付金1,516万5,000円、県支出金136万2,000円をそれぞれの負担割合に応じた額を計上しております。

35款財産収入につきましては、利率確定により介護給付費準備基金利子減額の39万8,000円及び介護従事者処遇改善臨時特例基金利子減額の2万6,000円、合計42万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、66ページをごらんください。

45款繰入金につきましては、給付費の増額に伴い保険給付費611万1,000円、地域支援事業費20万8,000円及び事務費139万7,000円、合計771万6,000円の一般会計繰り入れを行うものでございます。

60款諸収入18万円につきましては、交通事故を原因とする第三者納付金を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

介護 67～68 ページをごらんいただきたいと思います。

10 款総務費139万7,000円の増額は、第5期介護保険事業計画に伴う圏域ニーズ調査委託料62万8,000円、主治医意見書作成料51万6,000円などが主なものでございます。

介護 68～70 ページまでの15 款保険給付費の4,889万3,000円の増額は、給付実績に基づき介護サービス等諸費2,184万1,000円、介護予防サービス諸費1,679万3,000円、高額介護サービス費544万7,000円、高額医療合算介護サービス等費509万6,000円、その他の諸費として審査手数料13万3,000円の合計4,931万円を増額し、特定入所者介護サービス等費41万7,000円を減額するものでございます。

25 款基金積立金42万4,000円の減額は、預金利子の確定に伴い介護給付費準備基金積立金利子39万8,000円、介護従事者処遇改善基金積立金利子2万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

介護 71 ページをごらんください。

35 款諸支出金の249万1,000円の増額は、平成21年度地域支援事業における国、県等公費負担分の返還を行うものでございます。

40 款予備費1,022万9,000円の減額は、歳入歳出を調整するのが主なものでございます。

介護 71～72 ページの地域支援事業につきましては、45 款地域支援事業費166万8,000円の増額は介護予防特定高齢者施策事業への参加者増加に伴う事業委託料及び負担金166万円、総合相談業務費の相談センター電話料8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上でございます。

議案第76号から議案第79号までの提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** お諮りいたします。

ただいま12時を過ぎましたが、審議が終了するまで会議を続けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認めます。

よって時間を延長して審議を続けます。

5番、宮下君。

**○5番（宮下 昌子君）** 先ほど総務企画部長の説明の中で、39ページの後の40ページが説明があったんですけども、私が探しきれなかったのか、これは印刷していないのではないんですか。私の勘違いでしょうか。

部長の説明がどこをされているのか、私はわからなかったんですよ。

**○議長（堀江 隆臣君）** ああ、資料が。

では、後でいいですか。

次に、議案第80号を市民生活部長。

**○市民生活部長（佐伯 秀昭君）** お疲れでございますが、39ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第80号、平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号。平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊補正予算73ページをお願いいたします。

平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号。平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,552万9,000円にするものでございます。

76ページをごらんいただきたいと思ひます。歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。2の歳入、20款繰入金10目基金繰入金1,900万円は斎場基金繰入金でございます。3歳出、10款総務費10目一般管理費の1,900万円は、斎場の1号、2号炉の改修工事費でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、よろしくをお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第81号及び議案第82号を建設部長。

**○建設部長（尾上 徳廣君）** 議案書の40ページをお開きください。

議案第81号、平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。予算書の77ページをお願いいたします。

平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところです。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億3,369万2,000円から歳入歳出それぞれ338万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,030万4,000円とするものでございます。

78ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計からの繰入金331万8,000円と諸収入の7万円、合わせて338万8,000円を減額しております。

歳出につきましては、下水道建設費が、補助事業の組み替えによる28万8,000円の減額と、単独事業の公共柵設置費57万円の増額、合わせて28万2,000円の増額です。下水道管理費では職員手当22万9,000円の増額です。さらに、公債費の389万9,000円の減額と合わせまして、歳出は338万8,000円の減額でございます。以上が歳入歳出補正の内容でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので、提案をしたところでございます。

次に、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第82号、平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。予算書の82ページをお願いいたします。

平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところでございます。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

83ページをお願いいたします。歳入につきましては、阿村港の野積み場におきまして、1業者の砂産出に伴う使用料73万2,000円の減額と、一般会計から繰入金73万2,000円の増額でございます。歳出の補正はございません。また、総額は歳入歳出とも1,594万3,000円で、当初予算と変わりありません。以上が歳入歳出の補正でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、提案させていただきました。よろしくをお願いいたします。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第83号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の42ページをお願いいたします。

議案第83号、平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の86ページをお願いいたします。

議案第83号、平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は歳入予算の組み替えによるものでございますので、予算総額の変更はありません。

歳入予算について説明いたします。89ページをお願いいたします。

10款後期高齢者医療保険料において、現年度分特別徴収保険料が本年10月に確定したことに伴い、現年度分特別徴収保険料から現年度分普通徴収保険料へ1,846万9,000円を組み替えるものでございます。

以上でございます。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第84号を水道局長。

**○水道局長（松本 和任君）** それでは、議案書の43ページをお願いいたします。

平成22年度上天草市水道事業会計補正予算第2号について説明いたします。

平成22年度上天草市水道事業会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊の補正予算書のほうをごらんください。

今回補正をお願いしているのは、平成22年度上天草市水道事業会計の当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出、同じく第4条に定めた資本的収入及び支出、及び第5条に定めた継続費に係るものでございます。収益的収入及び支出では水道事業収益、水道事業費用それぞれに436万1,000円を補正し、総額を9億2,641万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、3ページからの実施計画書をごらんください。



収入では、1 款水道事業収益 1 項営業収益 1 目給水収益を、本年度の上半期の実績から250万円減額し、2 項営業外収益 2 目他会計補助金を、人事異動に伴う人件費として686万1,000円増額するものでございます。

次、4 ページの支出のほうをごらんください。1 款水道事業費用 1 項営業費用では 2 目の配水及び給水費と 4 目総係費を合わせて、異動に伴う人件費として922万7,000円の増額、6 目減価償却費を、精査により1,736万6,000円減額し、2 項営業外費用では 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債の利率確定により250万円の減額、3 項 1 目の特別損失で不納欠損予定額1,500万円を増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出について。資本的収入では3億800万円を補正し、総額を7億6,890万円とし、資本的支出については1億212万2,000円を補正し、総額を10億325万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、5 ページからの実施計画書をごらんください。

収入では、1 款資本的収入 1 項 1 目企業債について、配水池建設費と浄水場建設費の 2 2 年度執行額の増額に伴い、3億800万円を増額するものでございます。

6 ページの支出では、1 款資本的支出 1 項 1 目建設改良費で、浄水場建設工事費の前払い金として1億円、人件費で9万2,000円を増額し、2 項 1 目企業債償還金を利息の確定により124万6,000円、同じく 3 項 1 目過疎債償還金を78万4,000円増額するものです。この結果、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額4億4,022万9,000円を2億3,435万1,000円に改め、損益勘定留保資金及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金より補てんいたします。

次に、第 5 条に定めた継続費の倉江浄水場建設事業については3億600万円を補正し、総額を13億600万円とするものです。年割額では平成 2 2 年度4億5,500万円、平成 2 3 年度7億円、平成 2 4 年度1億5,100万円でございます。以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第 8 5 号を病院事務長。

**○上天草総合病院事務長（松本 精史君）** 議案書の 4 4 ページをお願いいたします。

議案第 8 5 号について、御説明いたします。

平成 2 2 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第 1 号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊補正予算書 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、平成 2 2 年度上天草市立上天草総合病院事業会計第 1 号の補正予算は次に定めるところによるものでございます。第 2 条、平成 2 2 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。病院事業収益、費用、それぞれ731万9,000円を増額いたしまして、予算総額35億6,129万1,000円の補正予算でございます。詳細につきましては、4 ページの予算説明書で御説明いたします。

第 1 款病院事業収益第 2 項医業外収益第 3 目負担金交付金第 1 節一般会計負担金で、子ども手

当分の繰出金としまして648万円の増額、第5項健康管理センター収益第1目補助金第1節他会計補助金で、補助金交付金内定によりまして83万9,000円を増額し、病院事業収益総額35億6,129万1,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。次に費用のほうでございますが、臨時職員の中途退職に伴いまして、第1款病院事業費用第1項医業費用の第1目給与費第1節給料を200万7,000円減額、同じく第2節手当を70万2,000円減額、第6節法定福利費91万8,000円を減額。第3目経費第5節消耗備品費でテレビの故障によります買いかえによりまして8万円の増額でございます。

第11項予備費第1目予備費でございますが、予算調整額といたしまして794万6,000円を増額するものでございます。

提案理由でございますが、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第86号を経済振興部長。

**○経済振興部長（坂中 孝臣君）** 議案第86号、議案書の45ページをお開きいただきたいと思っております。

財産の無償貸し付けについて、御説明申し上げます。

別冊平成22年度上天草市議会定例会市長提出議案説明資料の24ページ、25ページに位置図を掲載しております。

提案理由といたしましては、天草きのこファーム株式会社が兵庫県姫路市から企業の農業参入という形で進出し、松島町合津樋合地区の樋合小学校跡地を利用してキクラゲ栽培を行うに当たりまして、財産を無料で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の承認が必要でございますので、議案をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第87号から議案第94号まで、総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** 議案書の46ページをお願いいたします。議案第87号、上天草物産館さんばーるほか9施設の指定管理者の指定につきまして、8議案を提案しております。

まず、指定管理者の公募選定の結果につきまして、簡単に御説明申し上げます。

平成22年8月9日、8月17日及び9月14日に指定管理者候補者選定委員会を開きまして、募集方針及び基準価格等の協議を行い、現地確認を実施しました。該当施設の担当課におきましては、10月4日から10月29日まで募集要項の配布、10月13日現地説明会、10月22日から29日までに申請の受付を行っております。

また、11月10日に各申請団体のプレゼンテーション及び第4回指定管理者候補者の選定委員会を開催いたしました。採点方法は、年間の事業計画、利用拡大の取り組み内容が適切か否か等の15項目の配点合計を100点とし、各項目を5段階で評価し、評価係数により計算し、得点を集計した上で、最高得点を得た者を候補者として選定いたしました。

議案第 87 号ですけれども、まず施設の名称上天草物産館さんばーの指定管理者の住所地、大矢野町中 1 1 5 2 8 番地の 2 4、名称はパライゾ上天草株式会社、代表者田中亨。指定の期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まででございます。

提案理由は、上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、上天草物産館さんばーの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由であります。

次に、47 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 88 号について御説明申し上げます。

名称は上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」。指定管理者の所在地は大矢野町登立 1 4 1 4 7 番地の 4、名称及び代表者はあまくさ海洋レジャーパーク、代表者小松野久和、指定の期間は先ほどと同じでございます。

提案理由は、上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例第 9 条第 1 項の規定に基づきまして、指定管理者を指定するに当たっては、同じく議会の議決を経る必要がございます。

48 ページの議案第 89 号について御説明いたします。施設の名称、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミュージ」天文台。指定管理者の所在は龍ヶ岳町大道 4 4 2 3 番地、名称及び代表者は NPO 法人天草元気工房、代表者松本公博、指定の期間は同じでございます。

提案理由は、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第 15 条第 1 項及び上天草市「ミュージ」天文台条例第 14 条第 1 項の規定に基づくものであります。地方自治法の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございます。これが提案理由であります。

49 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 90 号について説明いたします。

施設の名称は上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園であります。指定管理者の所在地、松島町阿村 8 0 2 番地の 1、名称及び代表者はひとつくりくまもとネット・三勢・祐和會共同体、代表者中川保敬でございます。指定期間は同じく平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までであります。

提案理由は、上天草市姫戸小島公園条例第 13 条第 1 項及び上天草市姫戸諏訪公園条例第 13 条第 1 項の規定に基づきまして、指定管理者を指定するに当たりましては議会の議決を経る必要がございます。これが提案理由であります。

次に、50 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 91 号について御説明いたします。

施設名称、上天草市姫戸白嶽森林公園。指定管理者の所在地、姫戸町姫浦 4 9 5 3 番地 1、名称及び代表者、株式会社碓電設、代表者碓照光、指定の期間は先ほどと同様でございます。

提案理由は、上天草市姫戸白嶽森林公園条例第 14 条第 1 項の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございます。

次に、51 ページをお願いいたします。議案第 92 号について御説明いたします。

施設の名称、上天草市大矢野自然休養村管理センター。指定管理者の所在地、大矢野町登立

14147番地の4、名称及び代表者は休養村管理団体、代表者水野葉一、指定の期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

提案理由は、上天草市大矢野自然休養村管理センター条例第13条第1項の規定に基づきまして、指定管理者の指定に当たり、議会の議決を経る必要がございます。

議案書の52ページをお開きいただきたいと思っております。議案第93号の指定管理者について御説明いたします。

施設の名称、上天草市大矢野総合スポーツ公園。指定管理者の所在地、大矢野町中2289番地、名称及び代表者は上天草スポーツクラブドリームズ、代表者切通英博、指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

提案理由は、上天草市大矢野総合スポーツ公園条例第12条第1項の規定に基づきまして、指定管理者の指定に当たっては議会の議決を経る必要がございます。

53ページの議案第94号について御説明いたします。

施設の名称、上天草市松島総合運動公園。指定管理者の所在地、松島町合津3188番地1、名称及び代表者は三勢・ひとつくりくまもとネット・祐和會共同体、代表者福原英喜、指定の期間は先ほどと同様でございます。

提案理由は、上天草市松島総合運動公園条例第12条第1項の規定に基づきまして、指定管理者の指定に当たっては議会の議決を経る必要がございます。

以上、8議案の御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で執行部からの議案内容の説明が終わりました。

以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。あす30日とあさって12月1日は議案研究のため休会し、次の本会議は2日午前10時から質疑、委員会付託となっております。質疑の希望者は、あす午後5時までに通告書を御提出くださるようお願いいたします。なお、一般質問をされる方は本日午後4時まで通告書を御提出ください。

以上で、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時26分